

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健輪会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (業務の種類)

第3条 業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

### (報酬等の支給)

第4条 当法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 常勤役員には、別表第1の基準額表に定めるとおりとし、評議員会において決定して支給する。

3 非常勤役員には、業務に応じた報酬を支給する。

4 この法人の全理事の報酬総額は、年間20,000,000円以内で支給する。

5 この法人の全監事の報酬総額は、年間240,000円以内で支給する。

6 この法人の全評議員の報酬総額は、定款第8条に定める額の範囲内で支給する。

(費用弁償の支給)

第5条 第3条の(1)から(3)の業務の場合は報酬として別表第2に定める額を支給するものとする。

2 第3条の(4)及び(5)の場合は、費用として「社会福祉法人健輪会旅費規程」を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。

旅費は、原則として役員の住所地を起点として計算する。

ただし、施設職員が施設職員であって法人役員を兼務する者で、法人業務のため出張を要する場合は、当該施設を起点として、「社会福祉法人健輪会旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

3 第3条の(6)の場合は理事会において、原則業務の内容に応じて理事会・評議員会で諮るものとし、また、毎月行う業務がある場合については別表3の基準額表に定めるとおり支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(適用除外)

第7条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、第3条の(1)及び(3)の業務の場合は、この規程は適用しない。

この場合、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(雑 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が評議員会の承認を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月23日から施行する。

この規程は、平成29年6月5日から施行する。

この規程は、平成30年6月22日から施行する。

この規程は、平成30年8月14日から施行する。

この規定は、令和2年6月9日から施行する。

この規定は、令和3年6月7日から施行する。

この規程は、令和4年5月31日から施行する。